

福島県は コンベンション開催を 補助します。

ふくしまならではの四季折々の風情、魅力ある食・酒・温泉、恵まれた交通アクセス。ふくしまでのコンベンション開催を心よりお待ちしております。

申請受付期間 平成29年6月1日(木)～11月30日(木)

対象 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)に開催されるコンベンション

＼ **お得な補助金制度をご活用ください** ／

**国内
コンベンション**

【対象要件】

- ①他県からの来客が見込まれる東北規模以上かつ延べ宿泊者数100人泊以上の大規模コンベンション(会議、討論会、講習会等)
- ②1泊2日以上の会期で開催されるコンベンション
※開催日が1日のみのコンベンションは対象外となります。
- ③福島県の産業の振興または、学術、芸術、文化の向上に寄与するコンベンション。

補助上限額

200万円

補助対象及び補助金算出方法は以下のとおりです。

延べ宿泊者数	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000～1,499人	1,500人～
補助金額	15万円	30万円	50万円	100万円	150万円	200万円

**国際
コンベンション**

【対象要件】

- ④日本を含む3カ国以上が参加するコンベンション
- ⑤上記「国内コンベンションの対象事業の要件」(①～③)を満たすもの

補助上限額

500万円

補助対象及び補助金算出方法は以下のとおりです。

補助金＝国内コンベンション補助金＋外国人(国外参加者)数×@10,000円(1泊2日まで) ※2泊目以降は@5,000円を追加(上限@20,000円)

延べ宿泊者数	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000～1,499人	1,500人～
補助金額	17万円 ? 214万円	32万円 ? 329万円	52万円 ? 350万円	102万円 ? 400万円	152万円 ? 450万円	202万円 ? 500万円

+

上記対象のコンベンション期間中に福島県内にてエクスカージョン(観光、視察等)を実施する場合

エクスカージョン

▶ **参加人数 × 1,000円 (1日)**

※交付額は予算の範囲内で補助します。応募状況によって大幅に補助金額が減額となる場合がありますのであらかじめご了承ください。また、補助金額は、申請書募集期間終了後に確定します。

詳細は裏面を
ご覧ください。



補助の対象となる経費

施設使用料

施設及び備品使用料

印刷製本費

プログラム等の印刷経費

広告宣伝費 など

ポスター、チラシの作成経費、新聞、雑誌、テレビ、ラジオへの広告掲載費

その他にも対象となる経費がございます。詳しくはお問い合わせ下さい。

補助 対象

※①～⑤の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 平成29年4月1日から平成30年3月31日の期間に開催される、東北規模及び全国規模の大規模コンベンション(会議、討論会、講習会等)。
- ② 連続して2日以上以上の会期で開催され、福島県内で宿泊を伴うコンベンション。(開催が1日のみのコンベンションは対象となりません)
- ③ 県内に1泊以上宿泊し、かつ延べ宿泊者数100人泊以上のコンベンション。
- ④ 福島県の産業の振興または、学術、芸術、文化の向上に寄与するコンベンション。
- ⑤ 国際会議への申請については、日本を含む3か国以上が参加する場合のみ対象。

補助 対象外

- ① 国や県又は地方公共団体の主催事業。
- ② 県が別途、補助金や交付金を交付する事業に申請している場合。
※ただし市町村の助成事業との併用は可能です。
- ③ 政治的活動又は宗教的活動を目的とする場合。

申請に必要な 書類

- ① 様式第1号
(福島県コンベンション開催支援事業補助金交付申請書)
・別紙1(事業計画書)
・別紙2(収支予算書)
- ② 開催する会議、大会等の要綱・プログラム・スケジュール等
- ③ 主催団体の定款・規約・会則のいずれか
- ④ 役員名簿
- ⑤ 債権者登録(変更)申請書
(振込先が主催団体と異なる場合は委任状を添付)
- ⑥ 補助金振込先の通帳コピー
(表紙と口座内容が記載されているページ)
- ⑦ エクスカージョンを申請する団体は日程表や行程表を添付
- ⑧ その他、必要と認める書類

- ① 申請書類やコンベンション開催中に準備していただく内容、及び実施後にご提出いただく書類などは右記よりダウンロードしご確認ください。
- ② 書類は必ず記入例を参考に記入ください。
- ③ 申請書を郵送する前に内容確認をご希望の方は下記のメールアドレスにご送付ください。

申請に関する詳細と
必要書類ダウンロード

<http://www.tif.ne.jp/houjin/news/disp.html?id=23>



よくある質問

Q 福島県外の参加者よりも、福島県内参加者の割合が多い場合は補助の対象となりますか？

A 上記の補助対象①～⑤全ての要件を満たしていれば、対象となります。

Q 福島県内の参加者も必ず宿泊する必要がありますか？

A 福島県内外問わず延べ宿泊者数が100人泊を超えていれば必要ありません。
ただし、福島県内の参加者が宿泊する場合は、県内参加者のみ宿泊証明書が必要となります。

Q 応募状況によって大幅に補助金額が減額となる場合があります。とはどういったことですか？

A 申請受付期間中に申請のあった全ての団体様へ補助ができるよう、予算の範囲内で補助金額を按分し、交付する場合があります。あらかじめご了承ください。

＜お問い合わせ＞

公益財団法人
福島県観光物産交流協会

〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号(コラッセふくしま7階)

TEL:024-525-4024 受付時間/8:30~17:30
(土・日曜日・祝日を除く)

FAX:024-525-4087/Mail:tabiiku@tif.ne.jp(コンベンション担当宛)